

鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この事業は、生活困窮世帯のうち生活保護受給世帯（以下「被保護世帯」という。）及び児童養護施設入所者（以下「施設入所者」という。）を対象に、学習支援、児童・生徒の悩みや進学に関する助言や、家庭や学校以外の安心できる居場所における支援員や子ども同士の交流などを通じて、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立や社会性の育成及び学習意欲の向上等を図るとともに、関係機関と連携して保護者に対する養育支援等を行うことで、「貧困の連鎖」を防止することを目的とし、鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）を受注する優先交渉権者をプロポーザルにて決定する。

## 2 委託業務の概要

- (1) 物 件 名 鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容 「鈴鹿市生活困窮者世帯子どもの学習・生活支援事業委託仕様書」のとおり

## 3 事業に要する経費

委託料は1,925,300円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。

なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の履行に要する全ての費用が含まれるとともに、発注者との打合せに要する費用も含まれる。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、公告日から優先交渉権者の決定までに、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項の各号に該当しないこと。
- (2) 鈴鹿市契約規則第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

## 5 質問について

### (1) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和8年2月20日（金）正午まで
- ② 提出方法 電子メールによる
- ③ 送 信 先 kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp

- ④ 提出書類 質問書（別添「様式2」）
- ⑤ 提出部数 1部
- ⑥ 回 答 質問に対する回答は、質問書を提出した事業者へ電子メールで令和8年2月25日（水）17時までに行うほか、鈴鹿市ウェブサイトに掲載を行う。

## 6 企画提案参加申請書の提出等

### （1）企画提案参加申請書の提出

- ① 提出期限 令和8年3月2日（月）17時15分まで（時間厳守）
- ② 提出方法 郵送又は持参すること。（郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。）  
なお、提出期限を超えて到着したものは受け付けないので、留意すること。
- ③ 提出先 鈴鹿市健康福祉部健康福祉政策課生活支援グループ（本庁舎2階）  
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
- ④ 提出書類
  - ア 企画提案参加申請書 1部（別添「様式1」）
  - イ 会社概要書 1部
  - ウ 納税証明書（別添「様式1」を参照すること。）
- ⑤ 留意事項
  - ア 提出された書類は返却しない。
  - イ 必要に応じて追加資料を求めることがある。また、提出された申請書等の電子データの提出を求める場合がある。
  - ウ 参加及び企画提案に関し必要な費用は、参加者の負担とする。
  - エ 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
    - （ア）提出書類に虚偽の記載があった場合
    - （イ）提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
    - （ウ）その他不正な行為があった場合
  - オ 本事業に係る情報公開請求があった場合は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年12月26日条例第29号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

### （2）結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、参加資格を満たす者には、令和8年3月4日（水）までに結果を電子メールで通知し、併せて企画提案書等の提出を要請する。

## 7 企画提案書等の提出等

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、別添の「企画提案書等作成の留意事項」に従い、企画提案書等を作成し提出するものとする。

### （1）企画提案資料の提出

- ① 提出期限 令和8年3月11日（水）正午まで（時間厳守）
- ② 提出先 鈴鹿市健康福祉部健康福祉政策課生活支援グループ（本庁舎2階）

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

- ③ 提出方法 郵送又は持参すること。（郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。）  
なお、提出期限を超えて到着したものは受け付けないので、留意すること。

④ 提出書類

ア 企画提案書 6 部（企画提案者名を記載したものは 1 部とし、残り 5 部については、資料の表紙および本文中に企画提案者名を記載しないものとする。）

イ 提案見積書 2 部（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 実施予定日時 令和 8 年 3 月 18 日（水）

詳細時間については、企画提案者へ通知する。

- ② 時 間 配 分 プレゼンテーション 10 分、質疑 20 分

- ③ 実施予定場所 鈴鹿市役所 本庁舎 8 階 802 会議室

- ④ 留 意 事 項

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された資料のみとするが、提出された内容と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合、企画提案者側で準備すること。（モニターは本市が準備する。）

ウ プレゼンテーションの出席者は、プレゼンテーションを行う者 1 名、その他補助する者 2 名以内の計 3 名以内とする。プレゼンテーションは、本事業に直接、携わる予定の者が行うこととする。

エ プレゼンテーションの指定日時に遅刻や欠席をした企画提案者は、失格（選定対象からの除外）とする。

## 8 優先交渉権者の決定

(1) 審査基準

提出された書類に基づき、別に設置する「鈴鹿市生活困窮者世帯子どもの学習・生活支援事業委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」においてその内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ総合的に最優秀提案を選定する。

選定基準については、別添「鈴鹿市生活困窮者世帯子どもの学習・生活支援事業委託に係る公募型プロポーザル選定基準」のとおり。

- (2) 選定結果は、令和 8 年 3 月 23 日（月）までに電子メールにより通知する。選定結果通知後、鈴鹿市ウェブサイトにおいて、選定結果を公表する。

- (3) 本案件は、令和 8 年度の当該事業に係る予算の成立をもって、令和 8 年 4 月 1 日に契約を締結するものであり、令和 8 年度の当該事業に係る予算が成立しない場合には契約を締結しないことがある。この場合、本市は企画提案者の提案書作成等にかかった費用を負担しない。

## 9 その他

- (1) 参加者は、申請書等を提出するにあたり次の各号に掲げる事項を誓約することとする。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、参加者が不利益を被ることとなっても一切申し立てはできない。誓約にあたっては、企画提案参加申請書の提出をもって誓約したものとする。
- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
  - ② 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
  - ③ 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
- (2) 本契約による業務を履行するための個人情報の取扱いについては、参加者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 21 日条例第 25 号）、その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。